

## 令和8年度犯罪被害を考える県民の集い運営等業務委託企画提案コンペ参加仕様書

### 1. 業務目的

犯罪被害や性暴力被害に遭われた方やそのご家族が、直接的な被害だけではなく、周囲の心無い言動によりさらに心に深い傷を負う「二次被害」が問題となっています。また、性暴力被害については、特に子どもに対しては、未来ある子どもの尊厳を奪い、心身の健全な発達に多大な影響を及ぼすものであることから、社会全体で被害者やその家族を支えることが必要です。

本業務は、「犯罪被害を考える県民の集い」の開催及び啓発動画を作成し、県民に対して、犯罪被害者や性暴力被害者、そのご家族への二次被害防止等のため、被害者の方たちが置かれている状況等に対する理解促進を図るために実施するものです。

### 2. 委託業務の内容

#### (1) 委託業務名

令和8年度犯罪被害を考える県民の集い運営等制作業務委託

#### (2) 委託期間

契約締結日から令和8年12月25日(金)まで

#### (3) 委託内容

別添「業務委託仕様書」のとおり

### 3. 契約上限額

7,326,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 4. 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

#### (1) 参加者資格

- ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

#### (2) 最優秀提案者資格

- ・三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- ・三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。
- ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

### 5. 参加資格確認申請

本業務を受託しようとする者は、三重県に対し、この企画提案コンペへの参加資格確認申請を行ってください。

#### (1) 提出期限

令和8年6月25日（木） 15時まで（必着）

なお、持参又は郵送によるものとし、郵送の場合は、郵便又は民間事業者による信書便で送付してください。また、発送後、電話にて担当課あてにご連絡ください。

電子メール又はFAXによる提出は受け付けないこととします。

(2) 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県庁8階  
三重県環境生活部くらし・交通安全課くらし安全班 担当：森本、石川  
電話：059-224-2664

(3) 提出書類

- ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）
- イ 役員等に関する事項（第2号様式）
- ウ 企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は、委任状（第3号様式）
- エ その他、上記アに記載の添付書類一式

(4) 結果通知

令和8年7月8日（水）17時までに電子メール又は電話により通知します。

6. 質問の受付及び回答

本企画提案コンペに関する質問は、以下により行ってください。

(1) 質問の受付期限

令和8年6月23日（火） 15時まで（必着）

(2) 質問の方法

第4号様式により、FAXまたは電子メールで送信してください。質問の送信後、質問の提出先に電話し、到達確認を行ってください。

(3) 質問の提出先

三重県環境生活部くらし・交通安全課くらし安全班 担当：森本、石川  
FAX：059-224-3069 電子メール：[anzen@pref.mie.lg.jp](mailto:anzen@pref.mie.lg.jp)  
電話：059-224-2664

(4) 質問に対する回答

令和8年6月24日（水）17時までに、本企画提案コンペ（本ホームページ）にて掲載します。

7. 企画提案資料の提出

参加を希望する場合は、以下により企画提案資料を提出してください。

(1) 提出期限

令和8年7月10日（金） 15時まで（必着）

なお、持参又は郵送によるものとし、郵送の場合は、郵便又は民間事業者による信書便で送付してください。また、発送後、電話にて担当課あてにご連絡ください。

(2) 提出先

上記5（2）に同じ

### (3) 提出資料及び部数

下記のアからエまでを1部とし、9部（コピー可。ただし原本1部要）提出すること。原則A4版、両面長辺綴じ印刷、文字サイズ12ポイント以上。

#### ア 企画提案書（任意様式）

提案書には、以下に示す項目について具体的に記載すること。なお、契約額の範囲内で事業の効果を高めるための独自の催し、広報等がある場合は、積極的に提案すること。

- ①多くの来場者を呼び込むイベント内容（起用著名人、起用団体、企画内容等）について具体的に提案してください。
- ②イベントの告知方法について提案してください。
- ③性暴力根絶啓発動画の内容及び構成について、絵コンテ等を用いて提案してください。

#### イ 見積書（任意様式）

企画提案書に記載する内容をすべて実施するに際しての所要額を、内容や項目に分けて、できるだけ詳細に記載すること。

※見積書の正本において代表者印の押印を省略する場合は、見積書に発行責任者・担当者それぞれの氏名・電話番号を記載してください。発行責任者と担当者は同一でも可です。

見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあっては、契約希望額に110分の100を掛けた額）としてください。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）

#### ウ 委託業務の執行体制（任意様式）

- ・業務実施スケジュール（契約終了までの工程表）
- ・業務実施体制（予定人員、役割分担等）

#### エ その他の資料（任意様式）

- ・事業者の活動概要が分かる資料（法人の概要等）
- ・企画提案に関する有効な資料や、過去3年間、同様の契約実績がある場合は、可能な限りその資料を添付すること。

## 8. プレゼンテーションの実施

本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「令和8年度犯罪被害を考える県民の集い運営等業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査します。

当該審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。

ア 日時 令和8年7月14日（火）

※開始時間は提案者に対して個別に通知します。

イ 場所 三重県津市広明町13番地 三重県本庁舎8階会議室

ウ 内容 プレゼンテーション15分、質疑10分程度

エ 方法 提出済みの企画提案資料（紙）及び口頭での説明に限るものとします。

オ その他

- ・出席者は3名以内とします。
- ・提案者が5者を超える等の場合には、選定委員会において事前に書

類審査を行う場合があります。結果については、すべての提案者に対し、令和8年7月13日（月）正午までに電子メール又は電話により通知します。

## 9. 最優秀提案者の選定

上記8の内容を含め審査を行い、最優秀提案者を選定します。

企画提案コンペの審査基準は以下のとおりで、②、③は配点を2倍とします。

### ①目的適合性

- ・事業の趣旨を理解し、仕様書、事業目的に合致した提案となっているか。

### ②企画性

- ・県民が性暴力根絶に関して広く関心を持てるような著名人を起用し、県民に対し性暴力に対する正しい理解の促進を図るような内容となっているか。
- ・開催地に関連した団体を起用し、県民に広く関心を持ってもらえる内容となっているか。
- ・子どもへの性暴力予防等につながるような訴求力のある内容の動画となっているか。
- ・多数の参加を促す工夫等が的確に講じられているなど、他者の提案とは異なる優位性、独自性が認められるか。

### ③実現可能性

- ・本事業を遂行するうえで、必要な知識や経験に基づくノウハウなどを有し、本事業を一貫して実施できるか。
- ・本事業に類似する事業の契約実績があるか。

### ④業務遂行能力

- ・スケジュールや実施体制等は的確で合理的かつ具体性があるか。
- ・常に県との連絡調整ができるような体制を整えているか。
- ・本事業の関係者と連携して事業を進める体制を整えているか。

### ⑤経済性

- ・十分な効果が期待できる適正な見積もり、かつ費用対効果の高い内容となっているか。

## 10. 選定結果の通知

令和8年7月16日(木)17時までに電子メール又は電話により通知します。

## 11. 最優秀提案者に求める書類の提出

最優秀提案者に提出を求める資料は、以下のとおり。提出期限は別途指示します。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したものの（無料））の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

- (4) 三重県物件等電子調達システム利用者登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」

## 12. 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県環境生活部くらし・交通安全課において示します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。
- また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は、見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）
- (4) 契約は、三重県環境生活部くらし・交通安全課において行います。

## 13. 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

## 14. 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

## 15. 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

## 16. 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

三重県は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

## 17. 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法

人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 委託者に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

## 18. その他

(1) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。

(2) 提出のあった企画提案資料は返却しません。

(3) 企画提案書その他の提出資料は、本県の内部で使用するものであり、提供者に断りなく第三者への配布は行いません。ただし、三重県情報公開条例に基づき、情報公開の対象となります。

(4) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。

(5) 成果品の全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含みます。）は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとします。

(6) 委託料は、委託業務が完了し、三重県の検査に合格した後に支払うものとします。

(7) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に罰則規定があるので留意してください。

(8) 企画提案コンペへの参加又は企画提案の無効要件

ア 本コンペに参加する資格のない者が提案したとき。

イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対し2以上の見積をしたとき。

ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

エ 提案に際して談合等の不正があったとき。

オ 提案書類が、提出期限を過ぎて提出されたとき。

カ 見積書に記載された見積価格（消費税及び地方消費税を抜いた額）の100分の110に相当する金額が契約上限額を超えているとき。

キ その他三重県があらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

(9) 他必要な事項は、三重県会計規則の定めるところによるものとします。

## 19. 担当課・連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県庁8階  
三重県環境生活部くらし・交通安全課くらし安全班 担当：森本、石川

電話：059-224-2664 FAX：059-224-3069  
電子メール：anzen@pref.mie.lg.jp